

内閣官房・内閣府本府等行政事業レビュー行動計画

内閣官房・内閣府本府

平成24年4月2日

1. 行政事業レビューの実施体制

予算監視・効率化チームのうち、以下のメンバーを中心に、各部局等と調整を行いつつ、①行政事業レビューシート作成対象事業単位の考え方の整理、②行政事業レビューシートの記載内容の確認（必要に応じ個別事業をヒアリング、現地調査）、③公開プロセス対象事業の選定、④公開プロセスの実施、⑤行政事業レビュー結果の取りまとめ、公表等を行う。

| | |
|-------|--|
| 責任者 | 石田内閣府副大臣及び園田内閣府大臣政務官 |
| 事務局長 | 内閣府大臣官房長 |
| 事務局次長 | 内閣府大臣官房総括審議官、政策評価審議官 |
| 担当者 | 内閣官房・内閣府大臣官房会計課長、 内閣府大臣官房政策評価広報課長、内閣府大臣官房総務課長、 内閣府大臣官房人事課長、 内閣官房内閣総務官室参事官、 内閣法制局長官総務室会計課長 |
| 実務者 | 内閣官房・内閣府大臣官房会計課企画調整官、 内閣官房・内閣府大臣官房会計課課長補佐（予算第1、第2、第3担当）、 内閣府大臣官房政策評価広報課課長補佐（政策評価担当）、 内閣府大臣官房総務課課長補佐（審査担当）、 内閣府大臣官房人事課課長補佐（任用担当）、 内閣官房内閣総務官室参事官補佐（調整担当）、 内閣法局長官総務室会計課課長補佐 |

※ 行政事業レビューの対象事業は、23年度中に実施した事業、24年度新規事業、25年度新規要求事業を対象とする。

※ 個々の事業の自己点検の確認や公開プロセスに当たっては、担当の政務（副大臣又は大臣政務官）の参加を求める。

※ 公開プロセスにおいては、対象事業の担当課長等が説明者として出席する。

※ 内閣官房については、国の安全保障・危機管理上の重大な利益を損なわない範囲において対応する。

外部有識者 予算監視・効率化チームに参画する有識者

※ 公開プロセスにおいては、行政刷新会議が指定する有識者も参加する。

2. 最終的な予算の行き先や使途、現場確認の方法など実態把握等の基本的な考え方

各部局において、現場確認を含め事業実施の際に収集したデータ、資料等を基に、最終的な予算の行き先や使途を把握し、その結果を行政事業レビューシートに記載するとともに、記載内容（特に自己点検部分）について、事業を担当する政務（副大臣又は大臣政務官）が確認する。

また、行政事業レビューシートの記載内容のみでは、実態把握が十分行えない場合には、責任者等は、担当部局のヒアリングを行うとともに、必要に応じ、現地調査を実施する。

3. 今後のスケジュール

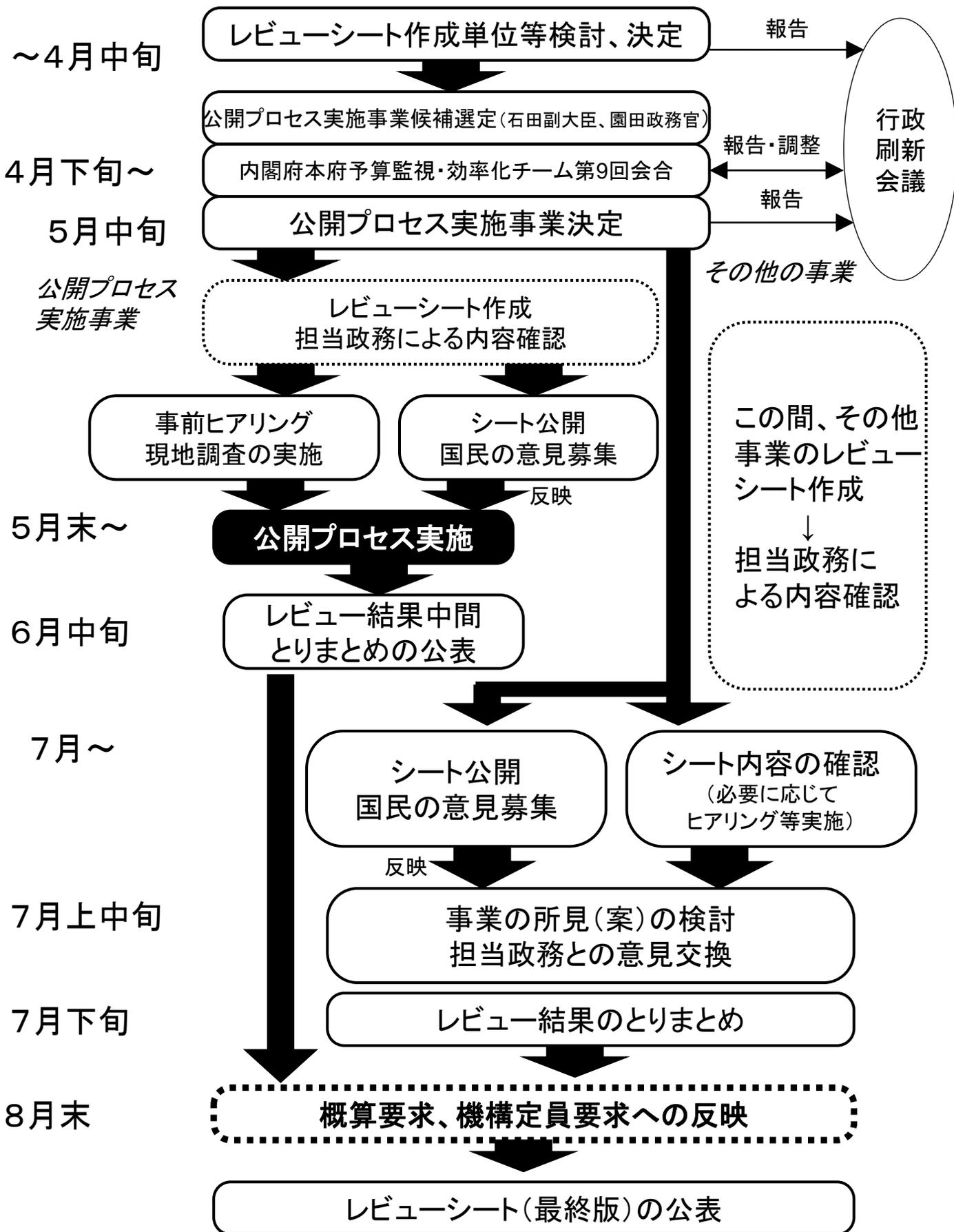
別添「行政事業レビューの進め方（イメージ）」を参照。

4. 行政事業レビューの実効性向上のための施策

公開プロセス対象事業は、公開プロセスの実施前に、その他の事業は、概算要求の提出前に、それぞれ行政事業レビューシートを公表するとともに、国民から意見を募集し、その結果をレビュー結果の取りまとめや概算要求に活用する。

また、職員からの意見・提言募集について、予算監視・効率化チーム全体における予算執行の効率化等に向けての職員の参画や意識の向上を図る取組と連動して実施する。

行政事業レビューの進め方(イメージ)



○ 予算監視・効率化チームが実施

⋯ 各部局が実施